

令和 6 年和泉市教育委員会第 2 回定例会

日 時：令和 6 年 2 月 1 日(木) 午後 3 時 30 分から
場 所：和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	西家 章弘
委員	久米 ひろみ
委員	小谷 美樹

事 務 局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	土本 修一
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼教育総務課長	鍛治 公哉
学校園管理室長	佐々木 敦
学校教育室長	阪下 誠
こども未来室長	西角 雅士
学校園管理室教育施設担当課長	大内 浩平
学校園管理室保健給食担当課長	濱田 直美
学校教育室教育指導担当課長	仲谷 正太郎
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
教育総務課参事兼学校教育室教育指導担当参事	岩井 靖久
こども未来室幼保運営担当課長	北野 剛司
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	西川 世理奈
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	前田 志織
生涯学習推進室長	西田 尚司
生涯学習推進室生涯学習担当課長	橋本 吉人
生涯学習推進室スポーツ振興担当課長	山本 国央
文化遺産活用課長	森下 徹
久保惣記念美術館館長代理	田中 ゆかり
久保惣記念美術館総括参事兼副館長	橋詰 文之

1. 開会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 教育長の報告
4. 審議事項
 - 議案第 1 号 令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 1）
令和 6 年度当初予算（教育委員会関連）について
 - 議案第 2 号 令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 2）
公の施設の指定管理者の指定について（和泉市内体育施設）
 - 議案第 3 号 令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 3）
補正予算について
 - 案件 1 和泉市内体育施設指定管理料の債務負担
 - 案件 2 光明池緑地運動場管理棟改修事業債の追加
 - 案件 3 学校施設整備事業（消防設備改修工事等）
 - 案件 4 保育所等運営費負担金国庫・府費負担金返還金
 - 議案第 4 号 令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 4）
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例制定について
 - 議案第 5 号 令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 5）
和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の
一部を改正する条例制定について
 - 議案第 6 号 令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 6）
和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - ①和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会
 - ②和泉市部活動地域移行計画策定委員会
 - ③和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会
 - 議案第 7 号 令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 7）
和泉市いづみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 8 号 令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 8）
財産取得について
 - 案件 1 小学校教師用指導書
(和泉市立いぶき野小学校ほか 9 校分)
 - 案件 2 小学校教師用指導書
(和泉市立国府小学校ほか 10 校分)
 - 議案第 9 号 和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事について
(別冊あり) (非公開)

5. 報告事項

(1) 「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」改訂について

6. 情報提供

(1) 叙勲について

7. その他

8. 閉会

小川教育長	<p>定刻となりましたので、令和 6 年和泉市教育委員会第 2 回定例会を開会します。</p> <p>本日は、中西委員から欠席届が提出されていますが、過半数の委員は出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の規定に従いまして、本日の会議が成立することを報告します。</p> <p>第 1 回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、第 1 回定例会の会議録について承認することとします。</p> <p>今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と酉家委員を指名しますので、お願いします。</p> <p>次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。</p> <p>令和 6 年 1 月 18 日から 1 月 31 日までの主な活動を掲載しています。</p> <p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、議事を進めてまいります。</p> <p>本日は、審議事項 9 件、報告事項 1 件、情報提供 1 件です。</p> <p>それでは、議案第 1 号「令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 1）令和 6 年度当初予算（教育委員会関連）について」、事務局（各部長）から順に説明願います。</p>
土本教育次長	<p>教育・こども部の土本です。</p> <p>教育費の合計は、予算約 91 億円で、今年度と比べて約 8,000 万円の増額です。</p> <p>教育総務費は、約 4 億円の増額で、（仮称）槇尾学園の整備関連費用が主な要因です。</p> <p>小学校費は、約 3 億円の減額で、南松尾はつが野学園増築工事費が主な要因です。</p> <p>中学校費については、大きな増減はありません。</p> <p>幼稚園費は、約 6,000 万円の減額で、伯太幼稚園除却工事費が主な要因です。</p> <p>社会教育費は、約 1 億円の減額で、青少年の家改修設計委託料や、久保惣記念美術館本館展示ケース改修工事費等が主な要因です。</p> <p>保健体育費は、約 8,000 万円の増額で、（仮称）北部総合スポーツセンター基本構想策定委託料や、光明池球技場管理棟空調設備及び温水プール受水槽等の改修工事費等が主な要因です。</p> <p>教育費の増減要因については、以上です。</p> <p>保育所費は、予算約 82 億円で、今年度と比べて約 6,000 万円の増額です。芦部民営化園創設事業補助金や、子ども子育て支援システム標準化改修委託料等が主な要因となっています。</p>

	<p>続いて、主な取組項目並びに新規・拡充項目についてご説明します。</p> <p>教育・こども部の内容から、ご説明します。</p> <p>学校園管理室においては、施設一体型義務教育学校に関して、令和7年4月の（仮称）槇尾学園開校に向け、新校舎建設に加え、開校準備に係る様ざまな業務に取り組みます。（仮称）富秋学園に関しては、設計業務や特別教室棟などの除却工事を進めます。施設整備に関しては、小学校体育館・特別教室及び給食室の空調整備の設計・工事について継続して取り組みます。保健・給食においては、北松尾小学校における給食自校調理委託を行うほか、空調設置に伴い給食室が利用できない期間の代替給食対応や、給食費増額分の補助を実施します。</p> <p>次に、学校教育室においては、学校現場の支援体制強化として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充するほか、スクールロイヤーを新規に配置します。また、中学校35人学級の実施に向けた任期付市費負担教育職員の配置を行うほか、学力向上の取組みとして、引き続きAIドリルの活用に取り組みます。（仮称）槇尾学園の開校に向けては、アフタースクールや通学バスに関する取組みを進めます。</p> <p>最後に、こども未来室においては、民間保育所保育士就職支援補助金など民間園への補助金を拡充し、待機児童解消に取り組むとともに、留守家庭児童会については、支援員の派遣委託の通年化や、民営化の取組みとして（仮称）槇尾学園での運営委託に係る費用を新たに計上するなど、更なる安定的かつ継続的な運用に努めます。また、北西部公立認定こども園の開園に向け、設計業務に取り組みます。</p>
辻部長	<p>生涯学習部の辻です。</p> <p>続いて、生涯学習部の内容について、ご説明します。</p> <p>生涯学習担当においては、友好姉妹都市提携締結30周年の記念行事として、中国南通市へ市長公式代表団の派遣や大阪・関西万博の機運醸成等を目的としたイベントを予定しています。また、コミュニティセンター指定管理者更新に伴い、指定管理料を増額計上のうえ、SNSでの情報発信や、「ココロトリコイズミ生涯学習カード」の活用などの新たな取組みを実施します。</p> <p>次に、スポーツ振興担当においては、ホストタウン交流事業としてセネガル共和国へ訪問するほか、（仮称）北部総合スポーツセンター基本構想策定業務を行います。また、温水プール指定管理者更新に伴い、指定管理料を増額計上のうえ、利用者管理システムの導入や、デジタル技術を使ったスタジオプログラムの開発などの新たな取組みを実施します。</p> <p>次に、文化遺産活用課においては、令和8年の一部リニューアルオープンに向けた池上曾根遺跡再整備に関する費用の拡充のほか、新たにいづみの国歴史館への文書館機能の設置に伴う市史編さん室の移転に係る予算を計上しています。また、郷土史読本を増刷し、さらなる普及・活動に取り組みます。</p> <p>最後に、久保惣記念美術館においては、令和14年度に開館50周年を迎える</p>

	にあたり、運営ビジョンの策定に係る費用に加え、大阪・関西万博を契機とするインバウンド集客を目的とした外国人向けモニターツアーに係る費用を新規計上しています。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	空調設備に伴い給食室が利用できない期間の代替給食対応の内容について、教えてください。
濱田課長	<p>保健給食担当の濱田です。</p> <p>工事は夏休みを中心に行いますが、工事期間が9月末までとなり、給食室が使用できない22日間の対応として、お弁当の調理、配送を含めた金額です。保護者に納めていただく給食費は食材料費分ですので、差額分を市で負担することです。</p>
小川教育長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	【異議なし】
	<p>ご異議ないようですので、議案第1号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第2号「令和6年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その2）公の施設の指定管理者の指定について（和泉市内体育施設）」と、議案第3号「令和6年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その3）補正予算について」、案件1「和泉市内体育施設指定管理料の債務負担」は、関連する案件ですので、事務局（生涯学習推進室）から一括して説明願います。</p>
山本課長	<p>スポーツ振興担当の山本です。</p> <p>令和5年度末で、和泉市内体育施設の指定管理期間の満了を迎えることから、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、5年間の指定管理者を公募したことろ、1団体の応募があり、選定委員会において審査を実施したものです。選定委員会での審査の結果、満点600点、最低基準点360点のところ、KUL和泉市内体育施設管理チームが482点となり、KUL和泉市内体育施設管理チームを指定候補団体とするものです。</p> <p>スポーツ情報コーナー・サークルラウンジの設置、健康づくりのための物販やレンタルの充実、AIカメラ導入による撮影・映像化を行い、競技者等へ販売する仕組みを構築し、利便性向上をめざします。また、利用促進計画、稼働率向上のための取組みとして、人流分析ツールを導入し、新たな利用者獲得や稼働率向上に向けて、効果的に分析を行う予定です。</p>

	<p>主な自主事業、収支計画、管理実績は記載のとおりです。</p> <p>なお、現在は 7 施設を一括してミズノグループ・公共施設管理公社共同事業体が指定管理業務を実施していますが、温水プールにおいては、令和 6 年 4 月 1 日以降は公益財団法人大阪 YMCA が実施予定となっており、今回は温水プールを除く体育施設について審議いただくものです。</p> <p>債務負担行為額は 4 億 6,000 万円です。</p> <p>補正する理由は、公の施設の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第 214 条の規定により、債務負担行為を行う必要があるためです。</p>
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
久米委員	応募が 1 団体のみとのことです、今回選ばれた団体が、今後業務を継続できないとなった場合も想定し、他の団体に和泉市に応募してみようと思ってもらえるように、利用者を増やすための魅力づくりに取り組んでいただきたいと思います。
深堀職務代理者	同じく、1 団体しか応募がなかった点が気になりました。辞退された団体があれば、その理由を教えていただけますでしょうか。
山本課長	今回の公募にあたっては、2 団体から応募がありました、1 団体については、安定した管理運営を行うための人員配置の目途が立たないため、辞退したいということでした。
小川教育長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 2 号及び議案第 3 号案件 1 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	【異議なし】
	<p>ご異議ないようですので、議案第 2 号及び議案第 3 号案件 1 は、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 3 号「令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 3）補正予算について」、案件 2 「光明池緑地運動場管理棟改修事業債の追加」について、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。</p>
山本課長	<p>スポーツ振興担当の山本です。</p> <p>光明池緑地運動場管理棟改修事業において、大阪府との調整の結果、有利な起債を活用できることが判明し、当初予算と決算見込みの歳入の差額 330 万円について歳入の増額補正を行う必要があるため、補正予算計上するものです。</p>

	<p>小川教育長 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>小谷委員 事業費は変わらないのでしょうか。</p> <p>山本課長 事業費は変わらず、有利な起債を活用することで、歳入が 330 万円えるということです。</p> <p>小川教育長 他に何かございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第 3 号案件 2 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 3 号案件 2 は、原案どおり可決します。 続いて、議案第 3 号「令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 3）補正予算について」、案件 3「学校施設整備事業（消防設備改修工事等）」について、事務局（学校園管理室）から説明願います。</p> <p>大内課長 教育施設担当の大内です。 本件については、1 月 30 日に大阪府を通じて、文科省より補助金交付の内示予定について連絡があったことから、補正予算について審議をお願いするものです。 補正の金額は、歳出が 5 億 9,501 万 6,000 円、歳入が国費 2 億 9,637 万 7,000 円、市債 4 億 2,880 万円、また市債の更正減としてマイナス 5,250 万円です。 補正の理由は、国において、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備や防災・減災、国土強靭化の推進の観点から、学校施設の整備に係る補正予算が令和 5 年 12 月に成立したことにより、令和 6 年度に計画していた校舎の大規模改修や消防・防火設備改修、（仮称）槇尾学園の給食室整備等の各種施設整備工事について、前倒しによる令和 5 年度での補助金確保が可能となったため、このたび補正予算を計上のうえ、令和 6 年度に予算全額繰越を行い、事業を実施しようとするものです。 前倒しで補助金を活用することにより、市債の充当率がアップし、単年度での一般財源負担が軽減されるほか、後年度における交付税措置も有利な条件となっています。 予算計上しようとする事業は、いぶき野小学校の校舎大規模改修工事、黒鳥小学校、南池田小学校及び郷荘中学校の消防防火設備改修工事、（仮称）槇尾学園整備事業における給食室等の工事で、各工事の事業費及びその財源内訳は記載のとおりです。なお、（仮称）槇尾学園整備事業については、令和 6 年度まで</p>
--	---

	<p>継続費を予算措置しているため、今回の補正予算の計上に伴い、令和 5 年度、令和 6 年度の年割額についても変更を行います。</p> <p>小学校体育館等空調整備等の工事について、令和 5 年第 4 回市議会定例会で補正予算を計上していますが、今回の国費内示に伴い、歳出の補正是ありませんが、歳入において、上の表から下の表へと財源内訳の変更の補正を行うものです。変更内容としては、国費について 1 億 3,285 万 2,000 円を増額し、市債について 5,250 万円の減額を行うものです。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号案件 3 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
	<p>ご異議ないようですので、議案第 3 号案件 3 は、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 3 号「令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 3）補正予算について」、案件 4「保育所等運営費負担金国庫・府費負担金返還金」について、事務局（こども未来室）から説明願います。</p>
北野課長	<p>幼保運営担当の北野です。</p> <p>補正の金額は、歳出で 1 億 4,943 万円です。</p> <p>補正の理由は、民間園に対し、運営のために必要になる費用を施設型給付費として毎月支出していますが、支出にあたっては、国から 1/2、府から 1/4 の交付を受ける仕組みになっています。国、府からの交付については、当該年度に概算で交付を受け、翌年度で清算しており、令和 4 年度については、年間の利用園児数を見込み、定員規模に応じた支出を見込んでいましたが、実際は見込みよりも園児数が少なく支出が少なかったことから、国庫及び府費負担金について過大交付を受けたため、返還を行うため補正予算措置を行うものです。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号案件 4 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
	<p>ご異議ないようですので、議案第 3 号案件 4 は、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 4 号「令和 6 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について（その 4）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の</p>

	<p>一部を改正する条例制定について」、事務局（学校教育室）から説明願います。</p>
仲谷課長	<p>教育指導担当の仲谷です。</p> <p>改正の理由は、いじめ防止対策委員会及びいじめ問題再調査委員会について、活動の実態に応じた報酬額に変更する必要があるためです。</p> <p>改正の内容は、第2条関係の別表の備考に、「5 いじめ防止対策委員長、いじめ防止対策委員、いじめ問題再調査委員長及びいじめ問題再調査委員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあっては、時間額 11,000 円とする。」を追加します。</p> <p>なお、いじめ問題再調査委員会は市長部局の所管ですが、説明のため資料に記載しています。</p> <p>施行期日は令和6年4月1日です。</p>
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	時間額 11,000 円は他の日当と比べて高いと思いますが、理由を教えていただけますか。
仲谷課長	日本弁護士連合会が発行している「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」によると、委員等としての報酬水準については、弁護士をはじめとする各種の専門家が求められる職務を充分に果たすためにも、専門家としての通常の収入・報酬水準に対して遜色のない金額が確保されるべきとされており、多くの弁護士会の市民向け有料法律相談の相談料金は、30分 5,000 円（税別）と示されていることに基づいて設定したものです。
小谷委員	日額の変更はしないですか。
仲谷課長	日額は2万円ということになっていますので、2時間程度を想定しております。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第4号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
	ご異議ないようですので、議案第4号は、原案どおり可決します。 続いて、議案第5号「令和6年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その5）和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（学校教育室）から説明願います。

鈴木課長	<p>教職員担当の鈴木です。</p> <p>改正の理由は、府費負担教育職員との均衡を図るため、市費負担教育職員の給料月額について所要の措置を講ずる必要があるためです。</p> <p>改正の内容は、今般大阪府の府費負担教育職員の給料月額が改正されたため、それに合わせて和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の別表（第2条関係）の給料月額を改正するものです。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第5号は、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第6号「令和6年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その6）和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（生涯学習推進室・久保惣記念美術館）から順に説明願います。</p>
橋本課長	<p>生涯学習担当の橋本です。</p> <p>「①和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会」について、ご説明します。</p> <p>改正の趣旨及び内容は、本市では、令和元年度に「第3次和泉市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の推進を図ってきました。</p> <p>このたび、令和5年度に本計画の期間が終了となることから、令和6年度以降については、生涯学習・スポーツ関連施策の総合的な指針となる計画として令和4年度に策定した「生涯学習・スポーツ推進計画」に基づき、読書環境の充実および、読書活動の推進に取り組むものです。</p> <p>つきましては、和泉市子どもの読書活動推進計画策定のための調査等を行うことを目的に設置された「和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会」を廃止するため、表題の条例改正を行うものです。</p> <p>施行期日は、令和6年4月1日です。</p>

田中館長代理	<p>久保惣記念美術館の田中です。</p> <p>続いて、同案件「③和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会」について、ご説明します。</p> <p>改正の趣旨及び内容は、久保惣記念美術館の魅力を高め、発展・存続をさせるための運営ビジョンの策定に際し、学識経験者等の専門的見地が必要となるため、新たに和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を設置し、当委員会を教育委員会の附属機関とするため、表題の条例改正を行うものです。</p> <p>施行期日は、令和6年4月1日です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
森下課長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第6号は、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第7号「令和6年和泉市議会第1回定期会に提出する議案について（その7）和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（文化遺産活用課）から説明願います。</p> <p>文化遺産活用課の森下です。</p> <p>主な改正の理由は、市史編さん事業では、古文書など郷土の歴史資料の寄贈・寄託を受け、市域の歴史を調査・研究するとともに、いずみの国歴史館において、歴史資料を展示してきましたが、今後は、広く市民が活用できるように公開体制を整備する必要があります。また、令和5年度中には和泉市公文書の管理等に関する条例を制定し、保存期間の満了した歴史的に重要な公文書を教育委員会に移管し、特定歴史公文書として、一般の利用に供することが定められる見込みです。以上を踏まえ、市史編さん事業で収集した古文書や歴史公文書を広く市民に公開し、市民としての誇りと郷土愛を育むため、和泉市いずみの国歴史館の機能に歴史資料や文化財の利用及び特定歴史公文書の保存、利用等に関する事業を追加するほか、所要の規定の整備を行う必要があることから、いずみの国歴史館条例の一部を改正するものです。</p> <p>改正の主な内容は、第3条（事業）において郷土の歴史資料及び文化財について、従来の収集・保管・展示に加えて、一般の利用に供することを所管事業に位置付けるものです。また、特定歴史公文書を永久に保存し、一般の利用に供することを所管事業に位置付けます。併せて、第6条や第8条においても、特定歴史公文書に関する規定を整備するものです。詳しくは、41~43ページの新旧対照表をご参照ください。</p> <p>なお、1月1日から25日まで募集した、和泉市公文書等の管理に関する条例</p>

	<p>のパブリックコメントに際して、歴史館条例の一部改正を参考資料として添付し、併せて意見聴取を行いました。2件のパブリックコメントが寄せられましたが、直接、歴史館条例に関するものはありませんでした。</p> <p>今後のスケジュールは、令和6年から7年度にかけて、地域資料の公開準備、旧永年保存文書の評価選別、利用規定等の整備を行い、令和8年4月1日に条例を施行し、歴史館において文書館機能をオープンします。</p> <p>45ページから61ページには、参考資料として、和泉市公文書の管理等に関する条例を添付していますので、ご参照ください。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第7号は、原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第8号「令和6年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その8）財産取得について」、案件1「小学校教師用指導書（和泉市立いぶき野小学校ほか9校分）」と、案件2「小学校教師用指導書（和泉市立国府小学校ほか10校分）」について、事務局（学校園管理室）から一括して説明願います。</p>
大内課長	<p>教育施設担当の大内です。</p> <p>両案件とも小学校教師用指導書の財産取得に係るもので、契約相手が異なるため、2案件に分かれているものです。</p> <p>案件1からご説明します。</p> <p>本契約の締結には、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を要することから、次の市議会第1回定例会において議決を求め、本契約を締結しようとするものです。</p> <p>取得する財産は、和泉市立いぶき野小学校ほか9校分の小学校教師用指導書で、契約方法は随意契約、取得予定価格は2,436万7,860円、取得の相手方は、和泉市下宮町3番地の1、株式会社 葛城書店、代表取締役 葛城 隆行です。</p> <p>参考資料として、納入場所、納入期限、取得内容についても記載していますので、ご参照ください。</p> <p>続いて、案件2についてご説明します。</p> <p>取得する財産は、和泉市立国府小学校ほか10校分の小学校教師用指導書で、契約方法は随意契約、取得予定価格は2,593万300円、取得の相手方は、和泉市伯太町五丁目7番11号、濱田書店、代表 濱田 雅嘉です。</p> <p>こちらについても、参考資料として、納入場所、納入期限、取得内容を記載していますので、ご参照ください。</p>

市議会提出予定の議案内容は以上ですが、補足資料により、補足説明をさせていただきます。

今回の財産取得の概要は、令和 6 年度からの小学校の教科書採択替えに伴い教師用指導書を購入するもので、現在、市内小学校の教科書を取り扱う書店 2 者と仮契約を締結しているところです。次の市議会定例会において議決を求め、本契約を締結しようとするものです。

市内 10 校分と 11 校分の小学校教師用指導書を取得するもので、それぞれ 12 教科分 1,537 冊、1,575 冊となっています。内容や冊数の内訳等は、一覧表をご参照ください。

契約方法は随意契約で、その理由としては、教師用指導書の流通経路は一般書籍とは異なり、都道府県に概ね 1 か所ある教科書供給会社に指定された書店から購入する仕組みとなっていることから、教科書取扱書店に指定されている市内 2 業者と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び和泉市随意契約ガイドライン第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)により随意契約を締結するものです。

教師用指導書を含む教科書の供給の仕組みについて、ご説明します。参考資料として、文部科学省のホームページの抜粋を掲載しています。一番下の教科書供給の仕組みの図をご覧ください。まず、教科書の出版社である教科書発行者は、教科書を各学校まで供給する義務を負っており、この義務を履行するため、教科書・一般書籍供給会社と教科書供給契約を結び供給を行っています。この教科書・一般書籍供給会社は都道府県ごとに概ね 1 か所、全国で 53 か所あり、この教科書・一般書籍供給会社は、教科書を学校に直接供給する機関である教科書取扱書店に供給業も委託しています。この教科書取扱書店は全国に 2,653 か所あり、本市小学校については、葛城書店と濱田書店の 2 業者が担っているものです。市は、この教科書取扱書店からそれぞれ購入し、その教科書取扱書店がそれぞれ受持ちの学校へ納品を行うという流れになっています。

本件の仮契約は、令和 6 年 1 月 15 日に締結しています。

小川教育長

説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。

ないようですので、お諮りします。

議案第 8 号案件 1 及び案件 2 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

ご異議ないようですので、議案第 8 号案件 1 及び案件 2 は、原案どおり可決します。

議案第 9 号「和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事について」ですが、人事に関わる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項但し書きに基づき、非公開としたいと思いますが、ご

異議ございませんか。

【異議なし】

ご異議ないようですので、議案第 9 号は非公開とします。よって、すべての案件が終了した後、取り扱うこととしまして、次の報告事項に移ります。

報告事項 1 「「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」の改訂について」、事務局（学校園管理室）から説明願います。

濱田課長

保健給食担当の濱田です。

改訂の背景と目的は、学校給食における食物アレルギー対応については、平成 25 年 12 月に策定した「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、各学校において、子どもたちの安全確保に取り組んでいるところです。

本手引きは、様式の追加・修正等学校での運用に合わせた改訂を行ったものの、これまで食物アレルギー対応に係る根本的な見直しは行っておらず、策定から約 10 年が経過しました。

この間、文部科学省において「学校給食における食物アレルギー対応指針」が平成 27 年 3 月に策定されたほか、大阪府教育委員会においては、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」が令和 4 年 3 月に改訂されたことから、その内容を踏まえた見直しを行うとともに、食物アレルギーにかかる対応方法について、より具体的に記載することにより、対応の充実を図るもので

手引きの改訂の体制は、附属機関である「和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」を設置し、令和 4 年 3 月から令和 5 年 12 月まで、10 回の委員会を開催し、見直しに係る検証を行いました。

改訂の概要は、「食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割」については、学校給食において適切に食物アレルギー対応を行うためには、学校として組織的に取り組むことが重要なため、大阪府教育委員会の「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」の改訂内容を踏まえて「教職員・関係者の役割」を修正しました。

「食物アレルギー対応のながれ」については、アレルギー事故を未然に防ぐため、①～④の手順ごとの対応について、各関係者の役割が一連の流れで具体的に把握できるように記載しました。

「各種様式」の見直しについては、記入にあたっての保護者負担の軽減を図るとともに、現在の学校における使用状況を踏まえ、「各種様式」を見直しました。

今後の予定は、令和 6 年 2 月～3 月に学校への周知を行った後、令和 6 年 4 月から、改訂後の「手引き」の運用を開始し、対応が必要な児童生徒やその保護者へは、学校ごとに個別に対応します。

小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
酉家委員	除去や治療の必要があるアレルギー品目の判断がきっちりできていれば、このマニュアルで十分だと思いますが、教職員の方がそのような判断力を培う意識が必要だと感じます。
濱田課長	給食は、食育の観点からの指導の側面も含んでいますので、ご指摘の内容は重要だと思っています。学校給食で個別の対応が必要と申し出があった場合は、主治医が記載した学校生活管理指導票に基づいて対応しています。
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、報告事項は以上です。</p> <p>続いて情報提供に移ります。</p> <p>情報提供 1についてですが、事前に資料を配布しておりますので、説明は省略します。何かご質問等がございましたらお願ひします。</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、公開の案件は終了します。</p> <p>最後に、議案第 9 号「和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事について」を取り扱いますので、関係のない方はご退席をお願いします。</p>

【議案第 9 号 非公開にて審議、可決】

以上をもちまして、本日の定例会は終了します。

令和 6 年和泉市教育委員会第 2 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。